

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年9月17日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正について

3 審議会の意見等

「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正」については適当と考える。

(猪口会長)

条例の改定により、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が行う新型コロナウイルス感染症対策における都の責務、取組等が明確になり、都民と事業者も都の取組に対して検査に協力すること、指定の療養をしっかりと行うこと、調査に協力することなど責務も明確になった。東京都だけではなく他の区市町村や指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力しながら対策を進めていく枠組みも示され、実効性が期待できるようになったと思われる。

以上により、条例改正は適と考える。

(太田委員)

条例改正は適当と考える。

感染抑制には、早期発見（検査体制整備）、早期隔離（医療提供体制・療養環境整備）、早期情報共有（情報収集体制強化）が重要なポイントとなる。今回の条例改正は、これら3つの取組に資するものであり、都・都民・事業者の責務を明確化することで、都のコロナ関連諸施策の実効性を高めることが期待できる。

また、蔓延防止の観点からクラスター発生に対して当該施設ならびに催物の名称等の公表を可能とするとともに（実効性の向上）、個人の特定につながりかねない情報に十分留意するよう一定の配慮（副作用の回避）が施された点も評価できる。

(大曲委員)

都の対策の実効性を高めるには、努力義務とはいえ、都が都民・事業主に対策の要請をできる根拠が必要と考えている。最終的な条例改正案に賛成する。

(紙子委員)

(1)「第五条（体制の整備等）」に関して

感染症法上は、保健所設置区市の長が都道府県知事に代わって各種の権限を持っている（同法64条）。東京都が、検査体制や療養環境の整備、医療提供体制を確保する法令上の根拠を条例によって明確化することは、現状東京都に求められている役割に鑑み、必要であり、本条例案の内容は、感染症法及び新型インフルエンザ特措法の趣旨に沿っており、適切な内容であると考えます。

(2)「第六条（情報の提供等）」に関して

本条項は、特に必要な改正であると考えます。現在、全国で詳しい感染者の属性や行動履歴、発生施設名等の情報の公表が、感染者や発生場所の施設団体への差別中傷を引き起こしており、感染者への中傷差別を恐れてのPCR検査受け控えも懸念されます。東京都の公表基準は、基本的に同意を取得しており、全国的に見て最も個人情報及びプライバシーという感染者等の人権に配慮していると考えます。法令上は、公衆衛生上の必要性から、同意が取得できなくても感染防止に必要な情報を公表できるが、新型コロナウイルス感染症については、まだ感染防止対策に有効な範囲の情報が何か明確に分かっていない。したがって、自治体は、市民やメディアの知る権利の求めに押されて公表の範囲を広げるのではなく、人権に配慮して慎重に感染者情報を扱う必要がある。

東京の区市町村においても、感染者情報の公表基準がそれぞれ異なっている。本条第2項において、東京都が、施設名を公表する際の要件や、目的を定め、「まん延防止のために特に必要があると認めるときは」と慎重な判断を求め、ただし書きにおいて「個人情報の保護に留意しなければならない。」と定めることは、個人情報保護の観点から、感染症法と同趣旨の規定であり、適切であると考えます。各区市町村においても参考になると思われる。

第3項において「目的達成のために、特別区長、保健所設置市長等の協力を求める」として、各区市町村と連携を図ることも適切で、評価されるべきと考えます。

(3)「第七条（都民等の感染拡大防止措置）」に関して

現状、無症状や軽症の方が療養中に外出をされることがあり、また検査や行動歴等の調査にスムーズな協力が得られない場合があると、報道等で伝えられている。今後も長期にわたって、感染拡大防止対策を定着させる必要があり、多数の都民が患者等に該当していくことに鑑みれば、感染拡大リスクが現実化しているときに都民の執るべき措置を、より具体化明確化することは必要と考えます。

本条例案は「努力義務」とされており、感染症法の同種規定と同趣旨であって、法の範囲内で適切であると考ええる。

議会の制定する条例によって根拠規定を定めることは、都や都民の責務に、民主的な正当性を付与するもので、望ましい手段であると考ええる。

(濱田委員)

今回の条例改正は、今後の流行再拡大を見据えて、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めることを目的に行われたものである。条例の第5条、第6条、第7条では都、都民、事業者の責務を明確化しており、目的に沿った適切な改正が行われていると判断する。

なお、現在、国は新型コロナウイルス感染症対策について、指定感染症としての各種措置の見直しを行っていると聞く。この措置の変更内容に今回の条例改正と関係する箇所があれば、都としてもその整合性について早急に対応することが必要と考える。